

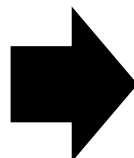
消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。

松阪市雲出川河川敷グラウンド

改定前

使用区分		使用料
西グラウンド	日の出から12時まで	540円
	12時から日没まで	540円
東グラウンド	日の出から12時まで	540円
	12時から日没まで	540円
備考		



改定後

使用区分		使用料
西グラウンド	日の出から12時まで	550円
	12時から日没まで	550円
東グラウンド	日の出から12時まで	550円
	12時から日没まで	550円
備考		

注意：10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は新しい使用料となります。

北部教育事務所(☎0598-48-3821)